

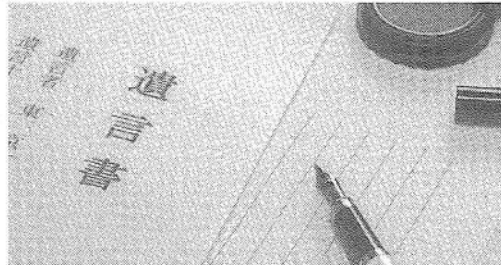
週刊住宅

2022年(令和4年) 1月10日号

NO. 2990 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp



CFネット流

新・大家実践塾

185

「遺言の解釈」

Q「遺言の解釈①」 されるべきである。しかし、内容が一義的に明らかでないものでも、遺言書が多数あると解するのが相当である」としている。

要件を満たしている遺言書でも、その表示から遺言内容が一義的に明らかでないことがあつて、取引の安全を保護する必要に乏しく、か

場合、受遺者への権利の帰属を確定するため、遺言表示のみにこだわるべきで明は次回に。

遺言は相手方のない単独行爲であつて、取引の安全を探索するため、どのように遺言を解釈すべきかが問題となる。判例上、どのような解がされているかの説を他から切り離して抽出し、その文言を形式的に解

真意の探求で意思を尊重

表示のみにこだわらない

書の実意が何かを解釈することは許されるのか?

A「許される場合がある」

遺言も法律行為の一種なので、法律行為一般の場合と同様に、その効力が検討

はない。

その一方で、遺言は要式行為であることから、表示

されていない事情を際限なく取り入れたのでは要式性

に反することとなる。そこに判断するだけでなく、

★世戸孝司弁護士のコメ

積するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載との関

連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた

状況などを考慮して遺言者の真意を探究し、当該条項



kobayashi@kantai.com

67

080・4196・11

330・5773 携帯

772 ファクス045

電話0467・22・7

川県鎌倉市大船2-19-35

14F

鎌倉鑑定 小林雅裕

247-0056 神奈